

# 駒場寮

## 「廃寮」の不当性

### 解説集

製作：駒場寮委員会

発行日：1999年11月11日

発行：駒場寮委員会

153-0041 目黒区駒場3-8-1東大駒場寮

03-3467-3009

はじめに	1
駒場寮「廃寮」の不当性を考えるに当たって	1
第一部 「廃寮」計画浮上から計画強行宣言まで	
学生不在の「三鷹」構想	2
当事者不在の「廃寮」決定	2
誠意ない学部当局の態度	3
当事者不在の決定とは何か？	3
「東大確認書」10の2項	4
駒場寮の原則「84合意書」	4
負担区分闘争の末に	5
「84合意書」第三項に違反	5
支離滅裂な学部当局の見解	7
反対を押し切って計画強行宣言	8
ここまでの問題点	8
第二部 「廃寮」反対運動の攻防	
不当なリンクを外せ！	10
署名集めからストライキへ	10
「入寮募集停止」通達とストライキ	11
「廃寮」告示から全学投票へ	11
第三部 「廃寮」宣言から実力「廃寮」化攻撃	
本性を露呈させた実力行使	12
説得隊の大動員事態	12
駒場寮「殺し」激化	13
電気・ガスストップ	14
電気・ガスストップから分かること	14
「法的措置」への突入	15
「占有移転禁止」仮処分	15
「明け渡し」仮処分へ	16
「法的措置」の問題	16
暴拳を上塗りした強制執行	17
「非債務者」を一切無視しフェンス設置を策動	18
明寮フェンス設置策動に見る不当性	18
不当極まりない第二次「強制執行」	19
ガードマン費用はどこから？	20
第四部 破綻する「廃寮」化攻撃と本裁判突入	
寮風呂・北寮裏庇取り壊し強行	21
コラム「法的措置」の時系列的ワンポイント解説	21
第二次「占有移転禁止」仮処分・本裁判申し立て	22
「明け渡し」裁判の直面する問題点	23
放火を利用した停電攻撃	24
南ホール取り壊し強行	25
駒場寮問題の本質的解決に向けて	26

## はじめに

この解説集は、1997年5月20日(火)から6月23日(月)発行予定までの、駒場寮委員会の作成した『駒場寮「廃寮」の不当性を暴く!』と題された一連の学内向けシリーズピラを基に、97年6月22日(日)の公開シンポジウムに向けて加筆・修正したものに、さらに1999年11月、皆さんに駒場寮問題について考えてもらうため、大幅に加筆・修正を加えたものです。

駒場寮問題に初めて接する方にとっては不親切な点もあるかと思いますが、「廃寮」の不当性についての駒場寮委員会の見解がほぼ網羅されていますので、気長に読んでみて下さい。

今、学部当局は、裁判による駒場寮問題の決着に足を踏み入れようとしています。我々は裁判に反対し、あくまで誠実な対話による解決を訴えており、この解説集の基となったシリーズピラも対話による解決のための下準備的な性格を持つものでした。我々が対話による解決を求める理由もこの解説集を読めばお分かり頂けると思います。

なお、これまでの詳しい経緯については『駒場寮問題の経緯と現状〔99年度版〕』、「法的措置」については『駒場寮問題「法的措置」関連報告集』を発行しています。また、上記シリーズピラと並行して作成された『駒場寮の意義』と題するシリーズピラを基にした『駒場寮の意義についての我々の見解〔99年度版〕』もあります。併せてご覧下さい。

## 駒場寮「廃寮」の不当性を考えるに当たって

あなたは、駒場寮問題をどのような問題であると捉えていますか？

91年10月の突然の「廃寮」決定からすでに十年近くが経過しますが、この問題が起こった当初から現在まで、例えば入学式に新入生一人一人に、また授業中に学生一人一人に対して「教養学部」名で配布される文書や、「学部」の掲示板に貼り出される掲示物によって、あたかも駒場寮「廃寮」が侵犯不可能な「通達」であるかのように宣伝されています。そして、教養学部当局はその一方で大量の「ガードマン」を大学内に導入するなど、権力・金力を振りかざし、さらに様々な暴力的手段までも用いて駒場寮の「廃寮」化を強行しようとしています。このようなパフォーマンスの最大の意図は、「駒場寮の「廃寮」はもはや覆すことの出来ない/それについて意見することさえも許されない既定事実である。」という印象を学生に植え付けようとするところにあります。しかし、学部当局により繰り返されてきたこのような無責任で反証不可能な情報操作や、物理的追い出しや暴力での寮施設破壊などの実力強行的な行為は、それ自体が駒場寮「廃寮」計画の「怪しさ」を示していると言えるのではないのでしょうか。

大学とは常に、論拠を持って討議し、論理的に反証するというを最低限の原則とする部分社会で在ろうとしなくてはならないはずですが、もしそうでないとしたら、はたして現代の全体社会の中に於いて大学が果たすべき役割とはいったい何なのでしょう。いったい、「学問の府」とか「知のモラル」とは何なのでしょう。

駒場寮問題では、大学の在り方を、その構成員が自由に論拠を持って討議し、理論的に反証することによって決定していくのか、それとも権力・金力・暴力的手段によって、「力」を持つ側が持たざる側に対して特定の事柄を強要することを許してしまうのかどうか、今まさにわれわれ学生も含めた全大学構成員に問われているのだと思います。

## 第一部 「廃寮」計画浮上から計画強行宣言まで

### 学生不在の「三鷹」構想

東京大学教養学部は90年3月、「国際学生寄宿舍」の概算要求を行い、翌91年3月に再度「三鷹国際学生宿舎」として概算要求を行いました。これが現三鷹宿舎の予算的背景です。これらの概算要求は、その存在すら寮生・学生に知らされていませんでした。このこと自体、学生の利用する宿舎であるにも関わらず、当の学生は蚊帳の外であることを示していますが、実は別の理由があったからなのです。概算要求の背景には、大蔵省関東財務局による旧三鷹寮敷地の不効率利用国有地の指定がありました。この指定を受けると土地が国に没収される可能性が高まります。そこで何らかの「有効利用」が迫られるのですが、教養学部は手っ取り早く旧三鷹寮の増築を考えた訳です。しかし、政府文部省の学寮敵視政策から、そう簡単に増築出来ない。そこで駒場寮を廃寮にしてしまえという安易かつ無茶な条件を付けたのです。要するに、有効利用など建前、東大の土地は一坪たりとも手放したくない、という東大のエゴが、しわ寄せを駒場寮に押し付けたのが駒場寮「廃寮」計画の直接的な切っ掛けです。

### 当事者不在の「廃寮」決定

遅くとも91年3月に再度「三鷹国際学生宿舎」の概算要求をした時点で、駒場寮「廃寮」計画は東大から政府文部省に示されてきました。ところが学部当局はこの事実を寮生・学生に知らせないばかりでなく、意図的に隠蔽してきたのです。91年7月の学部交渉の席上、「(寮の建て替えは)具体的計画に至っていない」としてあたかも「廃寮」計画自体存在しないかのような発言をしています。ところが実際には「建て替え」どころか「建て替え」にかこつけた駒場寮の「廃寮」計画が秘密裏に進められていたのです。後に学部当局は91年夏に予算化の可能性が高まったことを明らかにしています。その時点でも時間はいくらでもあったにも関わらず、寮生側には何らの相談もありませんでした。そして秋休み中の10月9日、臨時教授会を開いて文字通り電撃的に駒場寮「廃寮」を決定してしまったのです。こうして駒場寮「廃寮」計画は、それに最大の影響を受ける当事者である寮生・学生との合意はおろか、何らの事前相談もないまま、一方的に「決定」されました。こうして、「廃寮」の有無を言わせぬ押し付けが始まったのです。

88年	旧三鷹寮敷地不効率利用国有地の指定
90年 3月	国際学生寄宿舍の概算要求頭出し
91年 3月	三鷹国際学生宿舎の概算要求頭出し
91年 7月	学部交渉「(建て替えは)具体的計画には至っていない」
91年 8月	三鷹国際学生宿舎予算化の可能性急浮上
91年10月 9日	臨時教授会で駒場寮「廃寮」決定
91年10月12日	駒場寮委員長・学生自治会委員長の公開質問状
91年10月15日	東京大学評議会で駒場寮「廃寮」承認
91年10月17日	学部当局文書「21世紀の学生宿舎を目指して」配布
91年11月12日	学生自治会代議員大会で駒場寮「廃寮」反対決議
91年11月	駒場寮総代会で駒場寮廃寮反対決議
91年11月14日	学部交渉
91年11月28日	学部交渉「ここで止めると東大のメンツを失う」

## 誠意ない学部当局の態度

91年10月9日の臨時教授会で駒場寮「廃寮」が突然一方的に決定されました。しかし、この決定を学生側に伝えたのは5日後、文書の形態で全学に知らせたのは1週間以上も経ってからでした。特に、駒場寮生にとっては寮が潰されるという最大級の問題であるにも関わらず、学部当局は通知すらサボっていたのです。

遅れた日数は些細な問題です。より問題なのは、当事者不在で決定した上に、さらにそれを伝えようとしなかったその誠意のかけらもない態度です。臨時教授会の不当決定の噂を聞き付けた当時の駒場寮委員長・学生自治会委員長が決定の有無について公開質問状を出します(10月12日)。このような学生側からの追及によって、やっと学部当局が決定の存在を認めたのです。このように「廃寮」決定前後の学部当局は二つの不当行為を行っています。一つは決定に際し、事前に合意形成を図ろうとせずに計画を隠蔽し続けたこと、もう一つは決定後も当事者の存在を無視して決定の伝達すら怠ったことです。学部当局のこのような態度の背景には、学生自治無視或いは学生軽視の発想があるのです。学部当局は「強い反対があれば計画を中止する」と言ったのに反対がなかったから計画を進めた、と主張しますが、たとえ反対があろうとも強行突破するハラでいたことは、以上のような経緯から明らかです。

## 当事者不在の決定とは何か？

その構成員が、対等に意志決定に与ることが出来ないような社会は不平等な社会です。今のところ、不平等を無前提に肯定する人はいません。そこで彼らは「根拠ある」不平等にすり替えます。その「根拠」は彼らが恣意的に生み出し、「常識」として押し付けてきます。「外人だから」「中卒だから」「女だから」等等。だからこそ我々一人一人がその「常識」とされる判断基準を厳しく検証せねばなりません。

駒場寮「廃寮」問題についても同じことが言えます。このような当事者不在の決定が、それでもまかり通ると学部当局の強弁する「根拠」、それは教官と学生との違いです。つまり大学という社会に於いて学生が意志決定に参画することなど出来ないのだから、寮生・学生抜きの「廃寮」決定も全く問題ないのだ、と。勿論我々は、教官と学生という立場の違いが全く存在しないと主張するものではありません。例えば教授会に学生も自由参加させる、といった荒唐無稽の要求をするつもりはありません。しかし、こと駒場寮に関する決定をする時に、当事者である寮生・学生の意見を抹殺する、その理由とはなり得ません。

駒場寮「廃寮」計画の決定についての不当性は、一般的に当事者不在の決定が不当であるということ、さらに学生全体に向けられた攻撃であるということなのです。我々は、当事者不在という決定の在り方はいかなる場合に於いても許容されてはならないと考えます。そのような在り方が今、自分たちの構成する社会、この駒場キャンパスでまかり通ろうとしているのを止めない訳にはいきません。また、その当事者は我々学生なのです。学生の権利は、これまでの学生自治の積み重ねの上に存在しています。将来の学生の権利は、我々の自治活動の積み重ねの上に存在することになるのです。ここでこのような不当性を黙認して

報図形。駒場寮問題へようこそ 永野謙嗣前職学部長特別補



しまったら、我々は自ら学生自治を掘り崩していくことになるのです。我々が駒場寮「廃寮」は学生自治の問題であると主張する理由の一つはここにあります。

これまでの学生自治の積み重ねが具現化したものの一つに、「東大確認書」があります。この「東大確認書」を参照しながら、明文化されたルールにも違反しているのが、駒場寮「廃寮」決定であることを明らかにしたいと思います。

### 「東大確認書」10の2項

1969年2月、東大当局と学生側の代表団との間に取り交わされたのが「東大確認書」です。ここでは「東大確認書」の是非には触れず、東大当局もこのような「確認書」を認めて合意したのだという事実を前提に考えてみましょう。

「東大確認書」10の2項では、「学生・院生・職員もそれぞれ固有の権利を持って大学の自治を形成している事を確認する。」ということが謳われています。「東大確認書」以前の大学当局は、大学の自治の主体は教授会であるという立場でしたが、ここで、学生や職員も大学自治の主体であるという意志表明をしたのです。「固有」の権利の内容には触れられていませんが、この「固有」とは憲法に書かれた「固有」の意味付けと同様、「不可侵」ということです（この解釈は、当時「確認書」交渉に携わり、現在弁護士をしておられる方から直接聞いたものです）。当時から駒場寮は寮生によって自主管理されていましたが、これも学生としての「固有」の権利ということが出来ます。

従って、駒場寮「廃寮」決定について言えば、最大の影響を受ける寮生・学生が駒場寮を福利厚生施設として使う「不可侵」の権利と衝突する訳ですから、当然、「廃寮」のための合意形成が不可欠であったのです（「廃寮」宣言から3年経った今から考えれば、「廃寮」強行のために膨大な労力を割くことを強いられている事務職員の意見も全く無視したところで決定された「廃寮」には微塵の正当性もないと断言出来るでしょう）。にも関わらず、学部当局は計画を隠蔽して秘密裏に決定するという、まるで正反対の行動をとったのです。そして学部当局はいまだに、学生と相談して決めることは必要条件ではないなどと開き直っている始末です。

当事者不在の決定が正当性を有する筈がありませんが、東大に於いては、大学当局自らが認めた「東大確認書」にすら違反しているという点でも、見逃す訳にはいきません。

### 駒場寮の原則「84合意書」

学生という大学自治を担う一主体に対して秘密裏に決定されたことの不当性は、大学当局自身が締結した「東大確認書」を見れば、学部当局ですら当然認めなければならないものです。今回は、駒場寮にまつわる狭義の当事者である寮生を無視したことについても明文化された原則をにじみ躡る暴挙であったことを明らかにしたいと思います。

#### 十、大学の管理運営の改革について

- 1 大学当局は、いわゆる「東大パンフ」を廃棄する。
- 2 大学当局は、大学の自治は教授会の自治であるという従来考え方が現時点において誤りであるということ認め、学生・院生・職員もそれぞれ固有の権利を持って大学の自治を形成している事を確認する。

（「東大確認書」より抜粋）

駒場寮では、寮生自身による管理運営、自主管理が行われてきました。入退寮選考権から寮財政管理権に至るまで、寮生により構成される自治機構である『駒場寮自治会』が掌握しており、学部当局もまたこれを認めてきました。これらの日常的活動を基礎に、寮自治の尊重と、寮生活に関わる公的な意志表明の際に寮生の意見を聞いて反映させること等を明文化したのが84年『合意書』の“確認事項”(通称「84合意書」、以下同じ)です。

### 負担区分闘争の末に

この「84合意書」は、84年に負担区分闘争を終結させるに当たって駒場寮自治会と当時の第8委員会(学部当局の学寮担当の常設委員会、現学生委員会)との間で取り交わされたものです。ここでは負担区分闘争についての説明が若干必要でしょう。当時、駒場寮は経済的困窮学生の厚生施設であるという立場から、寮自治会として水光熱費を一切負担していませんでした。これに対して会計検査院が負担区分(生活に関わる部分の水光熱費は寮生自身に払わせるための分担)を「守っていない」と指摘し(これは政府が勝手に押し付けたに規則に過ぎず、それまでと同じ支払い方法をとっていたのだから「守っていない」のは当然だった)これを口実に「受益者負担主義」を振りかざした負担区分導入攻撃が全国の学寮に対して開始されました。駒場寮については、寮生に相談せずに東大学長が負担区分導入を一方的に決定して文部省に約束してしまい、これに寮生が反対すると学部当局は「廃寮」の恫喝をかけながら決定を駒場寮自治会に押し付けてきたのです。

寮費が跳ね上がること、そして何より「受益者負担主義」が貫かれていること等が問題となって寮内を二分三分する大論争になりました。しかし結局、「廃寮」を回避するため、設備改善と引き換えに学部当局の決定に応じることになったのです。負担区分導入が大問題になった理由の一つは、大学当局が寮自治を無視して勝手にその在り方を決定してしまったことにあります。今後そのような問題が起こらないようにするために「合意書」及び付随する“確認事項”が結ばれました。以上が、負担区分闘争と「84合意書」の経緯です。

こうして寮自治の尊重を再確認することが明文化されました。しかし、それから僅か7年後、手のひらを返したように学部当局は「合意書」に全面的に違反する「廃寮」の抜き打ち決定に及んだのです。学部当局の態度は、寮自治尊重の精神を、単なる紙屑として捨てようとするものでした。

### 「84合意書」第三項に違反

当事者である寮生・学生に秘密裏に進められた「廃寮」構想と臨時教授会での抜き打ち決定、当事者不在の決定という在り方の不当性は誰の目にも明らかですが、これは「合意書」の第三項にも違反するものです。より詳細に考察してみましょう。

まず、「廃寮」計画が『寮生活に重大なかわりを持つ問題』であることについては、学部当局も認めています。最大の問題は『事前に』という言葉の指す意味です。これについては、特に「84合意書」の妥結の背景についてもう一度考える必要があります。

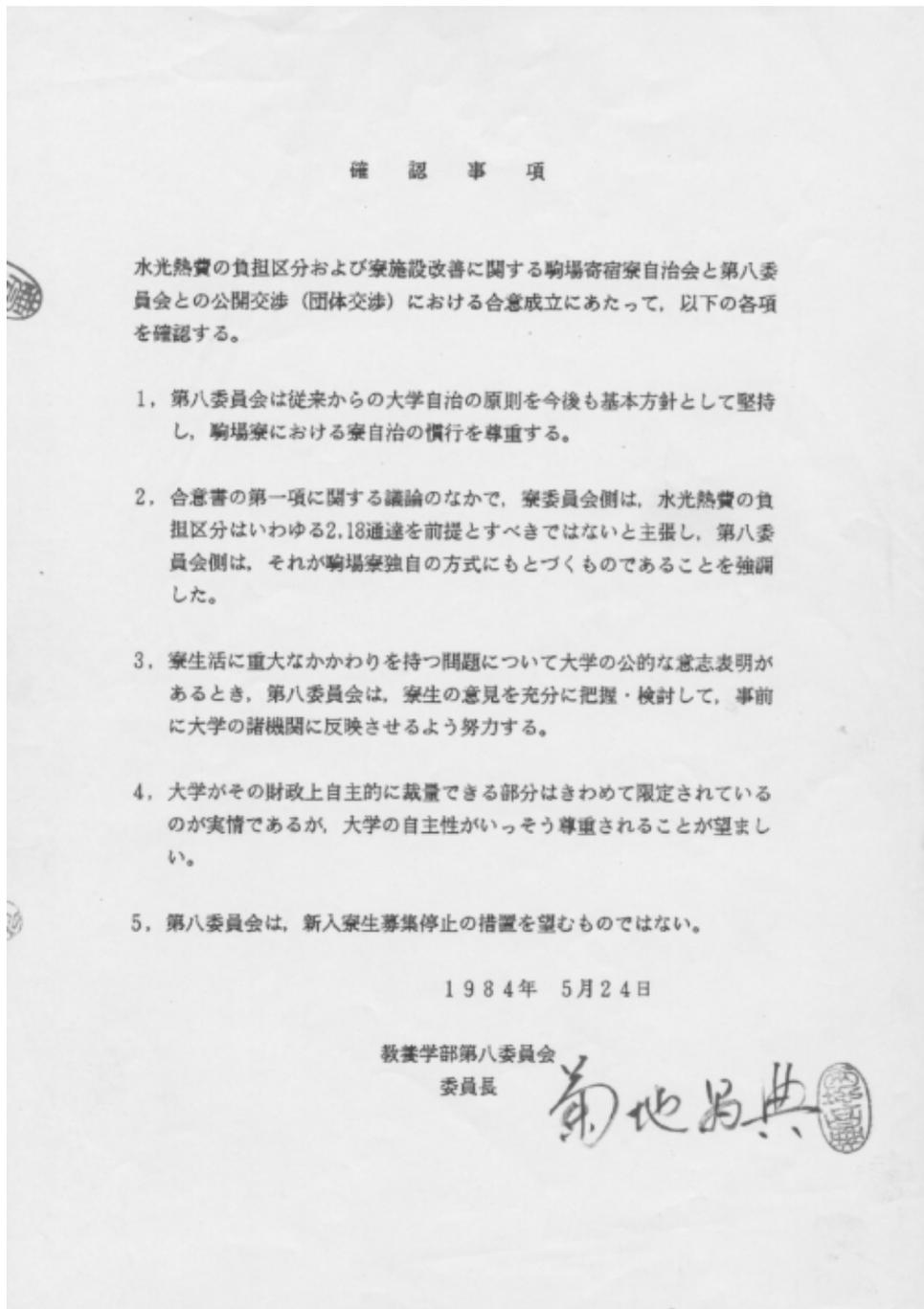
前述の通り、「84合意書」は負担区分闘争の末に結ばれました。負担区分闘争の発端は、東大学長が当事者である寮生との相談をしないまま文部省との間で寮に関する約束をしてしまったことです。学部当局は当時、文部省との約束を盾に負担区分導入は避けられないと言わばかりか、導入しないなら「廃寮」と脅す始末でした。問題が学外に出ってしまったら、なかなか変えられないのだ、という訳です。

『事前に』の意味するところはこれで明らかだと思います。それは、学外に問題を持ち出す前に、もっ

と具体的に言えば概算要求などの形で計画を学外に公開する前に、という意味に他なりません。

駒場寮「廃寮」計画は、遅くとも91年3月時点で概算要求の形で本郷の事務局に、その後に文部省に示されています。同年7月の学部交渉では「具体的計画には至っていない」として「廃寮」計画自体存在しないかのような発言をする一方、夏には関係省庁・関係部局との間での折衝が寮生への相談抜きに繰り返されたのです。

また、教授会で決定する前であれば、確かに技術的には「廃寮」計画の撤回もあり得たと言えます。そこで、寮生の意見を反映させ得るうちに、と甘く解釈すれば、『事前に』とは教授会決定前にということになります。しかし、それも意図的に隠蔽し続けてきました。このことは、「廃寮」まずありき、という学部当局の態度を明確に反映しています。



「84合意書」。「3.寮生活に重大なかかわりを持つ問題について大学の公的な意志表明があるとき、第八委員会に把握・検討して、事前に大学の諸機関に反映させるよう努力する。」とある。「廃寮」決定は明らかな合意書違反である。

## 支離滅裂な学部当局の見解

それでも学部当局は「84合意書」に違反していないと主張します。一体どのような見解を持っているのか、見てみましょう。

・『公的な意志表明』は学生向け文書

学部当局が『公的な意志表明』として挙げているのは、91年10月9日の臨時教授会決定以降の寮委員長・自治会委員長への回答や各種学生向け文書のみであり、教授会としての「廃寮」決定や、

概算要求などは含まれていません（95年4月の教授向け「廃寮」学習会資料より）。従って『公的な意志表明』をしながら学生の意見も聞いてきた、という訳です。93年11月の「廃寮決定公示」まで何度も交渉をしたのだから、「合意書」第三項の定める義務以上に慎重な行為をとったとしています。

しかしこれは、教授会での「廃寮」決定の重みを覆い隠す詭弁であり、「廃寮」決定自体に学生の意見を反映させたくないことの現れに他なりません。寮生・学生は、「廃寮」後の跡地計画に意見を出したのではなく、まさに「廃寮」決定自体に対して反対してきたのです。事実、今に至るも学部当局は「廃寮」強行の一点を変えようとはしていません。

・『意見を十分に把握・検討』は特別委員会の裁量

上と同じ資料の中で学部当局は、意見の把握・検討の具体的な手続きが規定されていないので、意見の把握・検討については三鷹特別委員会の裁量に委ねる、としており、またそれは十分実施してきたと述べています。確かに、交渉の回数は重ねられました。寮生の一貫した意見である「廃寮」反対は常に踏み潰されてきたのです。「合意書」締結主体は、学部当局だけでなく、寮自治会も主体なのです。一方の主体の意見が全く反映されていないのに「意見の把握・検討は十分実施」ということがあり得るのでしょうか。

・決定前は意見聴取出来ない！？

三鷹特別委員の小寺教官によれば、教授会決定前には意見聴取の対象たる「廃寮」計画が存在しないので、聴取は不可能であるとのこと。検討対象は決定と同時に存在し始めたという観念論を弄している訳ですが、それでは何故、決定前に文部省などの関係省庁と折衝出来て寮生の意見聴取は出来ないのか全く理解し兼ねます。

・「合意書」は「努力目標」だ！？

三鷹特別委員の生井澤教官によれば、「合意書」には「・・努力する」と書いてあるから、努力さえすればよく、努力したのだと言います。しかし何を努力したのかということには答えられません。意見の把握・検討のために努力しなかったどころか、「廃寮」決定前に計画を隠蔽し、寮生・学生の反対意見を封じ込めるために努力したのが学部当局に他なりません。

以上の通り、学部当局が「84合意書」に違反したことはもはや明白です。学部当局は誠実な話し合いによる建設的な解決のために、「84合意書」違反を認める他ないと言わざるを得ません。

交渉に出席する三鷹特別委員会の面々。左より、刈間・玉田・吉岡（写真左）11月28日・南ホーイの電気供給停止後の



## 反対を押し切って計画強行宣言

駒場寮「廃寮」決定後の最初の学生側の意志表明は、91年11月の駒場寮総代会決議、続いて学生自治会代議員大会決議でした。駒場寮総代会では「駒場寮廃寮を前提としないこと」を、また代議員大会では「抱き合わせ廃寮に反対」「学内議論のため三鷹計画の一年凍結」を可決したのです。いずれも当事者との議論抜きでなし崩し的に「三鷹計画」の条件として駒場寮を「廃寮」とすることに反対する点で一致しています。

学部当局は当時、「学生の強い反対があれば予算要求中止も考慮する」としていましたが、はじめからそのつもりはありませんでした。それは、同年11月に2回にわたって行われた学部交渉で「強い反対は見られないので予算要求は止められない」として計画強行を打ち出してきたことから明らかです。駒場寮総代会、学生自治会代議員大会はそれぞれ寮生・学生の最高議決機関です。そのような場で反対決議が上がっているにも関わらず「強い反対がない」というのは、学部当局の恣意的な解釈以外の何物でもありません。

寮生・学生側から正式に「廃寮」反対が意志表明されると、学部当局は何とか学生の支持を取り付けて「廃寮」するという形を作ってごまかそうとして、12月から「無作為抽出アンケート」を開始しました。その結果、7割が「三鷹」推進に賛成したとして、翌年1月、学部当局は「もはやこれ以上遅延することは許され」ないとして、計画の強行を宣言します。「廃寮」計画の公表から僅か3カ月、十分な議論の余裕はありませんでした。

## ここまでの問題点

「廃寮」計画公表から計画強行宣言までの経緯を見ましたが、学生側の要求がことごとく拒否されているのが分かります。このことは、前述した学部当局の「84合意書」の歪曲した解釈にすら悖るものです。学部当局は「公的な意志表明」とは「廃寮」決定後の学生向け公示文書等のことであり、「廃寮」決定後は十分に意見の把握・検討をした（裏を返せば、決定以前に学生の意見を聞く必要はない）と述べています。仮にそのような解釈に沿うとしても、十分に意見の把握・検討がなされたとは決して言えません。寮生・学生の「廃寮」反対の意見を無視した挙げ句、臨時教授会決定から僅か3カ月後に計画強行を宣言したからです。彼らの解釈に沿っても、「84合意書」違反は隠しようのない事実です。

この時期の学部当局の行動の問題点について、以下の五点に絞って考えてみましょう。

### ・「強い反対はないと解釈する」

学部当局は「強い反対はない」として学生の意志表明を否定しました。しかし、これは最高議決機関で決議を上げるという正式な手続きを経た正式の意志表明です。学生側は決して無理難題を要求したわけではありません。それに対してきちんと回答することが出来ないからこそ、学部当局は「強い反対」などの恣意的な修飾語でごまかしたのです。これではどんな要求でも学部当局の都合によって恣意的にその可否が判断されてしまいます。学生側の決議に対するこのような学部当局の態度は、学生自治にとって非常に危険です。

### ・アンケートの恣意的な内容

「三鷹宿舎」建設の是非を問うアンケートの質問項目には、駒場寮「廃寮」の是非について一切触れていません。駒場寮「廃寮」という条件は、千人規模、個室制などの他の条件とは全く異なるものであることは明白ですが、特にアンケート開始時は、学生側の「廃寮」反対決議が上がっていた訳ですから、この点に触れない訳にはいかない筈です。学部当局は、駒場寮「廃寮」には敢えて触れなかった

のではなく、反対を恐れて触れられなかったのです。また、誘導尋問的な質問の進め方も批判対象となっています。

・「無作為抽出」は適切か？

91年12月に学部当局が始めたアンケートは、統計学的公平さを装うために「無作為抽出」で行われました。しかしこれが駒場寮「廃寮」問題の場合に適切か否かは検討せねばなりません。そもそも駒場寮の「廃寮」計画である以上、まず当事者である寮生の意見を尊重すべきです。「無作為抽出」の意見が寮生の意見に優先するということはありません。しかし実際には、寮生の意見は総代会決議であろうとも無視されてしまいました。

さらに寮生の間では、仕送り0円の者が20%以上に上っていましたが(93年)東大生の家庭の平均年収は当時から1000万円を越えており、母集団の差異は歴然としていました。母集団をすり替える必要性があったのでしょうか。これは「無作為抽出」が初めから学内的に少数の寮生を囲い込む意図で行われたものであることを裏付けています。

・アンケートは決議に優先するか？

寮生・学生側の正式の意志表明の場として駒場寮総代会や代議員大会があります。勿論アンケートでも意見聴取は出来ませんが、これはあくまで参考意見でしかありません。まして、その参考意見が正式の意志表明に優先する筈がありません。アンケートに至る経緯からも明らかですが、学部当局は学生の意見が「廃寮」反対の決議だけでは都合がよくないので、別の意見を求めていたのです。それは、より十分な意見把握を目指したのではなく、あくまで彼らの都合に合わせたアリバイ作りでしかなかったことは、アンケートを口実とした計画強行宣言を見れば一目瞭然です。参考意見を正式の意志表明に優先する行為は学生の自主的活動である学生自治の破壊に他なりません。当事者不在の「廃寮」計画を強行しようとする程、学部当局は学生自治攻撃の本質を現さざるを得なかったのです。

・学生は計画に賛成したか？

学生はこれまで一度も駒場寮「廃寮」に賛成したことはありません。無論、突然の計画決定(91年10月)から計画強行宣言(92年1月)までは、学生側にとって「反対する暇さえほとんどない」ほどの短い期間でしたが、それでも駒場寮総代会や学生自治会の代議員大会などで「廃寮」計画強行に反対する学生の意見を示してきたのは明らかですし、ましてや計画に賛成したことは断じてなかったのです。

ところが、いま学部当局は学生の声であった「三鷹宿舎建設推進」「駒場寮「廃寮」反対」(92年6月の代議員大会決議)を意図的に曲解して、「三鷹宿舎建設は駒場寮「廃寮」と切り離せないから、学生の意見は「廃寮」賛成である」とし、駒場寮「廃寮」強行にあたっての有力な根拠であるかのような言い方をしますが、この決議は駒場寮「廃寮」と「三鷹宿舎」建設とのリンクを外し、計画の大幅な修正を求めるものでした。加えて、この決議の時点ですでに「三鷹宿舎」が予算化されており、学生の意見が計画に何らの影響も与えた訳ではないのです。ここには、利用できるものは利用してしまえという、学部当局の卑劣な態度が浮き彫りになっています。さらに、「三鷹」計画強行の理由にこの決議を挙げることで、「廃寮」決定から計画強行宣言までの間に学部当局が学生の賛成を見出すことが全くできないまま計画を強行したという事実を裏付けているのです。実際、94年の交渉では「学生の意志は一貫して廃寮反対である」と、学部当局が認めています。結局、同じ交渉の場での、「学生の意志は重く受け止めるがそれよりも計画の方が遙かに重い」という発言にも見られる通り、学生自治を半ば否定する形で計画最優先の立場を堅持して行われているのが、駒場寮「廃寮」計画に他ならないのです。

## 第二部 「廃寮」反対運動の攻防

### 不当なリンクを外せ！

寮生・学生側の各種最高議決機関決議にも関わらず、「廃寮」強行の姿勢を堅持する学部当局は92年10月、駒場寮「廃寮」を前提としたままで「三鷹宿舎」第1期工事を着工します。「三鷹」計画が始動するという状況の中で、駒場寮の将来が一方的に「三鷹宿舎」への統廃合であると決め付けられたことの問題性が浮き彫りにならざるを得ませんでした。「三鷹宿舎」への統廃合を当事者抜きで決定してよいのか、そもそも「三鷹宿舎」への統廃合は駒場寮「廃寮」の埋め合わせになり得るのか。このような議論の中から、駒場寮と「三鷹宿舎」の不当なリンク撤廃要求が広範な支持を得ていきました。

93年1月の駒場寮総代会では、この議論に沿って3項目要求が決議されました。

- 1．三鷹国際学生宿舎建設は推進するが、自治を認めさせていこう。
- 2．駒場寮廃寮との不当なリンクをはずすこと。
- 3．駒場寮の重要性と廃寮反対を学内外にアピールしよう。

反対を押し切って駒場寮を潰してでも三鷹に駒場寮定員を移せという意見は存在せず、3項目要求は駒場寮を犠牲にするようなやり方をするなという極めて単純な意見でした。

2月に行われた三鷹特別委員会との交渉で、学部当局側（永野委員長、当時）は、世論の高まりによっては、駒場寮を残して三鷹計画を中止するという発言をしました。しかしこれが本音ではなかったことは、その後の学部当局の行動が明らかにしています。

### 署名集めからストライキへ

2月交渉の永野委員長発言を受けて、寮自治会は「廃寮」反対の署名集めを開始します。7月までに2500筆を集めて学部当局に提出しましたが、学部当局は「三鷹宿舎」第2期工事着工により「廃寮」計画の「既成事実化」を進めようとするのでこれに応えませんでした。（学部当局はこれ以降も、「CCCL計画」の発表など、「廃寮」計画の「既成事実化」を推し進めてきます。そして、学部当局はいま「廃寮」を撤回できない理由として「三鷹が建ったから」と言うわけですが、「学生の意志は一貫して廃寮反対である」と当局自身も認めるとおり、「駒場寮廃寮のための三鷹建設」に学生が合意したことは一度もない訳ですから、このような主張は単なる話し合い拒否、「既成事実化」に過ぎず、全く認められないのです。）寮側は、学部当局への働き掛けを強めるため、学生ストライキを計画します。これは11月に学生自治会代議員大会と全学批准投票を経て正式に行われました。学生側は「廃寮」反対の意志をストライキという形で学部当局に突き付けたのです。さらに同年秋の駒場寮祭（駒場祭と同時期）では、東大OGで

93年	1月22日	駒場寮総代会で3項目要求決議
93年	2月24日	三鷹特別委員会交渉「学内世論が高まれば三鷹中止、駒場寮残る」
93年	7月27日	駒場寮存続を求める署名提出（2500筆）
93年	11月1日	当局「創造的学園スペース『駒場 CCCL の創成に向けて』」発行
93年	11月19日	「廃寮」反対ストライキ
93年	11月23日	「駒場寮存続を考える」加藤登紀子コンサート
94年	7月20日	学部当局、「CENTER FOR CREATIVE CAMPUS LIFE 駒場」と題するカラーパンフ配布

95年10月17日「廃寮学生」への抗議に駆けつけた  
たち、場所を説明



駒場寮内の部室を利用していた加藤登紀子さんが駒場寮存続を考えるコンサート（参加者延べ4000人）を行い、駒場寮問題が広く学内外に知られる切っ掛けとなりました。それでも「三鷹計画全体の方が重い」として計画強行姿勢を取り続けたのです。本来、駒場寮「廃寮」や「三鷹」計画は学生に関わる問題であるにも関わらず、ストライキに示された学生の意見が切り捨てられる。このことをどう解釈すればよいのでしょうか。駒場

寮「廃寮」や「三鷹」計画が、そもそも学生の自主性を念頭に置いたものではなく、学部当局の都合からのみ生まれた計画であることを示しています。

### 「入寮募集停止」通達とストライキ

94年夏以降に、学部当局が「入寮募集停止」を通達してくる可能性が決定的となると、寮生・学生はこれに反対する運動を開始しました。10月駒場寮総代会は「入寮募集停止」通達如何に関わらず、95年以降の入寮募集を継続することを確認しましたが、これも学部当局は無視、11月に「入寮募集停止」通達を強行したのです。この通達の撤回を求めて、再度ストライキが提起され、12月にストライキが行われました。1月には初の全国集会が行われましたが、学部当局は「入寮募集停止」通達を撤回せず、95年度から学部当局の認めない入寮募集継続に突入していくことになったのです。

### 「廃寮」告示から全学投票へ

95年10月、学部当局は96年度以降の駒場寮「廃寮」を告示しようとした。しかし、寮生・学生の強い抗議の前に、学部長は「廃寮」告示文を読み上げることすら出来ずに逃亡、事態收拾のため学部長団体交渉が持たれることとなったのです。

学生側は再度、「廃寮」反対の意志表明をするため、12月に全学批准投票を行いました。その結果、「寮存続または新学内寮の建設」が7割以上の賛成を得て批准されました。この結果はマスコミでも報道されましたが、学部当局は「廃寮」強行の姿勢を改めず、96年4月1日、駒場寮「廃寮」を宣言、対立は何ら解消されないまま、学部当局のなりふり構わぬ「廃寮」攻撃が熾烈化していくことになったのです。

93年から「廃寮」以前の経緯を駆け足で概観しましたが、学生関連の問題であるにも関わらず、当の寮生・学生の意見を踏み潰しながら学部当局が一貫して「廃寮」強行に邁進してきたことが分かります。「廃寮」問題は、「廃寮」を容認してこのような学部当局の不当性を不問に付してよいのかという問いを学生一人一人に投げかけているのです。

94年11月14日	学部当局、「入寮募集停止」を「通達」
94年12月2日	「入寮募集停止」通達撤回を求めるストライキ
95年1月17日	「入寮募集停止」通達粉碎！全国集会
95年10月17日	学部当局、「廃寮」を「通告」
95年7月27日	学部当局、前・現寮委員長（当時）に対し「説諭」実施
95年12月7日	全学投票で「寮存続または学内寮建設」批准

### 第三部 「廃寮」宣言から実力「廃寮」化攻撃

#### 本性を露呈させた実力行使

これまでお伝えした通り、駒場寮の「廃寮」計画について、学内合意は一切ありませんでした。合意形成がなされなかったばかりでなく、合意形成に向けた努力すらなされず、当事者である寮生・学生の反対をあくまで押し切ることに最大の努力が払われてきたのです。そして96年4月、学部当局は「廃寮」を宣言しますが、いくら言葉の上で「廃寮」を強調しても駒場寮は「生きて」いましたし、「生きる」意志を強く持っていました。その意志は、名実共に駒場寮を「殺そう」とする学部当局の暴力によって逆に一層強化されたのです。学部当局は、駒場寮を確かに「殺そう」としていました。そしてそれを実行するために手段を選びませんでした。それが可能である背景には、学部当局の権力があることを我々は見逃しませんでした。当事者がノーと言っていることを無理やり強制することを可能にする実力行使の権限、これは暴力と呼ぶ他ありません。「廃寮」問題の根底には、権力の問題が厳然と横たわっているのです。駒場寮存続運動が即ち権力の横暴との闘いであること、さらにそれとの闘い抜きに駒場寮が「生きる」ことは不可能であることを目に見える形で寮生・学生に突き付けたのが、学部当局の一連の実力行使でした。そしてこれこそが「廃寮」計画の不当性、さらには学部当局の本性を暴き出すものだったのです。今回から、駒場寮に対して行われた不当な実力攻撃について見ていきたいと思います。

#### 説得隊の大動員事態

96年4月2日、大量の教職員が突如駒場寮に押し寄せてきました。学部当局は駒場寮に「不法に居座る」学生たちに退寮を促すための説得活動と説明していましたが、説得とは名ばかりの恫喝・スパイ部隊として機能したのがこの説得隊です。

当初は「寮自治会執行部が頑ななので、寮生個々人と自由に会話して事情を聞き、廃寮を納得してもらうためのもの」(学部当局関係者談)とされていました。「普段はなかなか話せない寮生と会話する貴重なチャンスだった」などの意見もありましたが、状況を的確に捉えた見解とは言えません。説得隊は、寮生との親睦のためにやって来たのではなく、あくまで恫喝・スパイ部隊として位置付けられていたので、それらの「有意義な」会話すら「廃寮」強行作戦の情報収集に利用されただけでした。また、恫喝やスパイ活動だけでなく、学部当局は説得隊によって、寮外生に対する「危険地帯」イメージ作りや、度重なる「説得活動」に対応するための寮生の精神的疲弊化さえも狙っていました。寮生が日常生活を送っている生活空間に、大人数の人間が突然、しかも学生に対して大学の教官という立場でまさに押し入ってくるのです。これは「生活破壊」以外の何ものでもありませんでした。まさに、学部当局は大量の教職員を動員した「説得隊」攻撃によって、駒場寮「廃寮」を強行しようとしてきたのです。

個々の寮生の事情を聞けば聞く程「廃寮」は困難であること、まして押し付けの「廃寮」を納得させるなど不可能であることが分かるや、説得隊は強引な追い出し作戦を開始しました。空き部屋と認めるや否や、施錠したり木材をクギ付けして

大量動員された説得隊。「説得活動」と称する不当な恫喝や、スパイ活動を行う。(写真は中寮入口)



寮内に侵入した説得隊。学部当局は説得隊で「危険」イメージ作りをも狙う。手前は生井澤



封鎖する、寮内の窓ガラスを叩き割る(下井教官) 勝手に人の部屋の写真を撮る等の実力行使を行いました。寝ている間にドアが封鎖されて部屋に閉じ込められた寮生もいました。彼らは、およそ大学の教職員がすべき行為から掛け離れた蛮行をほしいままにしたのです。このような信じ難い事態がこの駒場キャンパスで約5カ月も続きました。

「廃寮」が遅々として進まなかったのは、寮生が頑固だったからとか、わがままだったからといった理由からではなく、「廃寮」計画自体の不当性に由来するものでした。だから不当な「廃寮」計画を強行しようとする程、学部当局は本性を露わにしつつ文字通り暴力的にならざるを得ませんでした。

この説得隊が攻撃した対象は、寮生・学生にとどまりませんでした。学部執行部の暴走によって多くの教官が被害を受けたのです。教官は教え子を痛め付けるための公務員なのではなく、教育・研究をする公務員です。説得隊としてなだれ込んできた彼らが、逆に寮生にたしなめられて無言のまま帰るといった光景が数多く見られました。無給のまま研究時間を割いて狩り出されてくる様は、さながら戦前の国家総動員態勢でした。

しかし説得隊作戦で最大の被害を蒙ったのは事務職員でした。「廃寮」決定は教授会が行ったものです。従って学生同様、彼らも「廃寮」決定に関与していませんから、その決定に対する責任を負う立場にはありません。しかし学部当局の立場で働かざるを得ない事務職員は、まさに学部当局の手足として「廃寮」強行に狩り出されたのです。説得隊は建前上「ボランティア」だったので完全無給でした。超過勤務に対しても手当は一切なく、建前上「ボランティア」なのでケガをしても労災認定は受けられません。事務職員は、学部当局言いなりの便利屋ではなく、事務をする公務員です。事務に対してのみ責任を負うべき事務機構が、学部当局の権力によって一夜にして「廃寮」強行装置と化するという恐るべき事態が生じたのです。これは現在まで改善されていません。もはやファシズムと形容すべき事態と言えます。「廃寮」はこのような問題をも学生一人一人に投げ掛けています。

### 駒場寮「殺し」激化

学部当局は駒場寮「廃寮」計画を秘密裏に決定し、寮生・学生の反対を押し切って「廃寮」を宣言しました。合意形成の努力など一切払われなかったのです。我々は、このような不当な態度に出る学部当

96年	4月	1日	学部当局、「廃寮」宣言
96年	4月	2日	説得隊導入
96年	4月	8日	電気・ガス供給停止(+オトリ説得隊)
96年	4月	8日	寮裏渡り廊下破壊(+オトリ説得隊)
96年	4月	11日	説得隊、施錠封鎖
96年	4月	24日	寮裏渡り廊下破壊策動 阻止
96年	5月	1日	説得隊、ピンタで暴行
96年	6月	3日	寮自治会所有の電気ドラム数十個を窃盗(+オトリ説得隊)
96年	6月	7日	説得隊員下井教官(化学) 窓ガラス破壊

局に敢然と立ち向かい、駒場寮は「廃寮」後も「生きて」いました。「廃寮」を強行するためには、「生きて」いる駒場寮の息の根を文字通り止めねばなりません。説得隊導入の初日の深夜、さらに2日後の未明と寮生を焼き殺そうとする放火事件が寮内で続発し、駒場寮を巡る緊張が高まる中で、学部当局が説得隊工作に続いて執った作戦は、ライフライン遮断でした。96年4月8日午前10時過ぎ、駒場寮の電気・ガスは突然ストップしたのです。全て学部当局によって綿密に仕組まれた作戦でした。

## 電気・ガスストップ

96年4月8日午前10時、いつものように説得隊が駒場寮に押し寄せてきました。説得隊は不当だから寮内侵入を止めるようにと寮生らが説得していると、突然寮内の電気が消えました。「何がどうなっているのか分からなかった」(寮生談)状況の中で、今度は寮の裏手でパワーシャベルが渡り廊下を破壊し始めました。ここに至り、説得隊が単なるオトリ作戦で、本命は電気・ガスのストップと渡り廊下破壊であることが分かったのです。説得隊に動員された教職員は数グループに組織され、オトリ作戦が効果的に実行出来るように寮内外各所に配置されていました。中には自分が電気・ガスストップのオトリであることすら知らされていない人もいたのです。

皆さんは電気・ガスがない現代生活を想像出来るでしょうか。勉強するにもパソコンを使うにも、食糧を冷蔵するにも、洗濯するにも、電気のない生活は到底考えられません。我々の現代生活は電気を前提に成り立っています。残念ながら、駒場寮にはランプもカマドもありません。電気・ガスのストップは最大級の生活破壊でした。このような非人道的な生活破壊を学部当局は「廃寮」強行の手段として用いたのです。これは民法の「自力救済」禁止原則にも反する重大な違法行為に他なりません。

駒場寮を「殺す」ためには手段を選ばない。電気・ガスのストップは、抜き打ち的に、しかも計画的に行われた違法行為であり、問題の本質的解決に逆行するものでした。

## 電気・ガスストップから分かること

電気・ガスのストップは、学部当局の非人道的なひどさを明白に示していますが、その背景には読み取らねばならない重大なことがあります。学生は異議を唱えるべき立場ではない、換言すれば大学構成員たり得ない、という根底にある学部当局の発想がそれです。

ご存じの通り、寮生・学生は一貫して駒場寮「廃寮」に反対しており、それは交渉の中で学部当局も認めていることです。口先では「廃寮」反対の意見を認めながら、他方では「廃寮」計画を唯一絶対化しているのが学部当局に他なりません。「廃寮」に反対している寮生は、勝手に寮に住み着いたのでは

ありません。寮自治・学生自治を根拠として従来通りの正当な手続きによって駒場寮を使用しているに過ぎません。そのような寮生に対して、実際に電気・ガスをストップし、生活破壊をしてまで計画強行をしようとする。では、寮自治や学生自治は彼らにとって一体何なのでしょう。

結論から言えば、学部当局はそれらの「自治」を彼らの下請け事務としか考えていないのです。「東大確認書」の学生の「固有の



96年4月9日、電氣停止に抗議する学生自治会。この共同記者会見には、多くのマスコミが集った。

権利」など、彼らは何とも思っていません。学生はあくまで学部当局に従うべき存在であり、計画に変更や撤回を求めることなどしてはならない存在なのです。その枠内であれば、適当に「自治」をやらせる訳です。枠の範囲は彼らが恣意的に判断します。『学生の皆さんへ97(2)』の中に、「固有の立場」という言葉が使われているのが、何よりの証拠ではありませんか。学生としての枠、「固有の立場」を踏み越えて反対を唱える時、仮にその反対が学生側の正式の手続きに拠った正当な内容のものであったとしても、その学生に対する無制限の弾圧が正当化されるのです。

96年4月9日共同野党議員選挙館への学生自治団体共同出陣  
 出陣。永野評議員(当時)、「人道的にはよくないが法



電気・ガスのストップに際して、学部当局の根底にあるこのような発想が自己暴露する結果となりました。不当な「廃寮」を強行するには隠し切れなかったのです。

学生は大学社会に属しています。その社会で、電気・ガスストップに象徴されるような事態が起きています。この事態をどう考えるのか、放置してよいのか、それが一人一人に問われています。そのような問いに答えることこそが所属する社会への責任の果たし方ではないでしょうか。口を閉ざして白紙委任することからはファシズムしか生まれません。それは必ず学生にはね返ってきます。全ての学生が結束して学部当局の「廃寮」攻撃に反対するところから始めねばならないのも、そのためです。

### 「法的措置」への突入

何ら正当性のない「廃寮」計画を実力攻撃をもって強行しようとするほど、学部当局の暴力性が露呈するのみで、その不当性は覆うべくもありませんでした。全学投票に示されたように、学生側は誠実な話し合いによる解決を要求していましたが、彼らがそれに応じることは出来ませんでした。誠実な交渉は取りも直さず、日一日とその度を深める「廃寮」攻撃の不当性を認めることを学部当局に強いるものだったからです。

強行突破する以外に方策のなくなった学部当局は、96年6月教授会で『「法的措置」の学部長への一任』を「決定」してしまいます。学生自治を拠り所として正当な主張をする学生を訴えるという、前代未聞の決定がなされたのです。

### 「占有移転禁止」仮処分

「暴力学生による不法占拠」「管理不能の危険」などの虚偽に塗り固められた申し立てに基づいて96年9月、東京地裁は秘密裏に「占有移転禁止」仮処分決定を下しました。96年9月10日に抜き打ち執行された「占有移転禁止」仮処分とは、「明渡し」訴訟の前段階の「法的措置」です。一言で言えば追い出し対象者の法的特定を行うものです。追い出し対象者とされた寮生は、仮処分執行当日になって初めて自分が対象者であることを知ったのです。

一度でも寮に立ち入ったことのある人ならば誰でも分かるようなウソをもとに、一度も寮の実態を見

たことのない裁判所の人間が、追出し前段階の決定を出したのです。対話を無意味化してしまう「法的措置」の本質が、警察力導入と何ら変わらないことは、当時東大新聞が適切に指摘した通りです。寮側は直ちに執行異議申し立てを行いました。

96年9月10日 占有移転禁止仮処分執行 なり振り構わず寮を追い出すとする学部当局は、「法的措置」にも手を出した。



### 「明け渡し」仮処分へ

寮側の執行異議申し立ては、異議申し立てとしては異例の3カ月という長期間、裁判所で審議されました。学部当局がそれまで黙殺してきた寮自治会を裁判所に認定させる成果もありましたが、結果的には斥けられる形となりました。

異議申し立てが決着すると、学部当局は即座に「明け渡し」仮処分を申し立てます。学生の結束した反対を恐れて、学生のまばらな春休みを狙ったのです。裁判所に提出された膨大な学部当局の「疎明資料」は、あからさまに学生自治を否定し、学部当局の管理権のみを強調する、虚偽と欺瞞に塗り固められた内容でした。「キャンパスプラザ」建設が、緊急に「廃寮」すべき理由とされましたが、実際には「キャンパスプラザ」の建設予定地を駒場寮の一棟（明寮）にほんの数メートルだけ重ね、「キャンパスプラザ」を「廃寮」の道具として利用してきたのです。「キャンパスプラザ」建設は、学生のためと称して、学生を裁判にかけて強行しようとする駒場寮「廃寮」とは一体何なのか。この単純かつ本質的な問いは、しかし裁判官の頭の片隅にすら生じることはありませんでした。法律の条文に照らして判断することだけが彼らの仕事だからです。

裁判所での審尋は、常に寮側有利で展開しました。学部当局・国側の主張が、虚偽と欺瞞であることが寮側弁護士の追及や我々の陳述書で次々と明るみに出たからです。学部当局と国の足並みも乱れました。その結果、彼らは三棟同時「明け渡し」を断念しました。ウソも百遍つけば・・・という教養学部当局の低水準は裁判所には通用しなかったのです。しかし、明寮については、許し難いことに「明け渡し」決定が下され、第一次、第二次強制執行が行われ、文字通り寮生を引きずり出して寮を破壊するという未曾有の事態になったのです。

### 「法的措置」の問題

「法的措置」は多くの問題性を孕んでいますが、ここでは二点だけ指摘したいと思います。まず、「法的措置」の犯罪性を特徴付けるのは、当事者間での真摯な対話による解決への可能性を潰してしまうということです。「決着がつかないなら第三者の判断に委ねればよい」という意見は寮問題を完全に捉え

96年	9月	3日	「占有移転禁止」仮処分決定
96年	9月	10日	「占有移転禁止」仮処分執行
96年	11月	28日	寮食堂南ホールへの電気供給停止（その後復旧）
97年	2月	5日	学部当局・国側、「明渡断行」仮処分申請
97年	3月	19日	学部当局・国側、北中寮に対する申し立てを取り下げ
97年	3月	25日	明寮「明け渡し」不当決定

97年3月29日 第一次明寮「明け渡し」強制執行 事前に渡す旨を伝えたにもかかわらず、ガードマンを寮内外に体制を演出し、ドサクサに紛れて「非債務者」まで追い出した。



間違えています。「第三者の判断に委ねる」ことが妥当性を持つのは、両者が最低限それに合意した場合に於いてのみです。寮自治会は一貫して「法的措置」に反対し、話し合いによって解決すべきことを主張してきました。話し合いはやめだ！と言わんばかりに学部当局が突き付けたのが「法的措置」なのです。「話し合いは学部当局も主張している」との意見もあります。しかし学部当局がどんな交渉を行っ

てきたのか、そして何より学部当局が「法的措置」に突入したという事実を、はっきりと認識せねばなりません。

次に、「法的措置」は学生自治を潰すということです。学生自治は、大学自治を支える上で欠くべからざるものとして、学生の自主的活動を通じて培われてきました。しかし学生自治には法律的な裏付けがある訳ではありません。従って、学生自治に関わる問題を裁判所に持ち込んでも、大学当局に軍配が上がるのは当然です。これは駒場寮だけの問題ではありません。学生自治の問題と不可分な「廃寮」問題をあくまで「法的措置」で決着させようとするれば、裁判所による学生自治への法律的否定に行き着かざるを得ないのです。

我々は、駒場寮の所有権が法律的に国にあることを否定しようとしているものではありません。寮建物が誰の所有か、などといった矮小な議論をするのは学部当局です。我々が問うているのは、寮という制度、そこで学生の手で創り上げられる自治、それは誰の(ための)ものかということです。裁判所の「お墨付き」で学生自治に死刑宣告しようとする学部当局の「法的措置」路線は、学生自身の手によって、阻止されねばならないのです。

### 暴挙を上塗りした強制執行

3月25日、東京地裁は明寮についての「明け渡し」決定を出しました。我々は、この決定を不服としながらも、裁判所によって「明け渡し」対象者とされた寮生については、自発的に明け渡すことにして、3月28日に裁判所の執行官や国側代理人に通知しました。ところが、彼らはその翌日、何の事前連絡もないまま(弁護士にすら!)大量のガードマン・作業員及び教職員を引き連れてやってきたのです。寮生が柔軟な態度であろうがなかろうがお構いなく、彼らは暴力的に叩き出すことしか考えていなかったのです。ものものしい雰囲気は、ガードマンの大量動員で彼らがデッチ上げたもの以外の何物でもありません。

これは寮生のみならず、学生に対する重大な恫喝行為です。学部当局に反対する学生の末路はこうだ！と言わんばかりに、彼らはその野蛮性を見せつけてきたのです。学生自治会は「何でも言える大学」

97年	3月29日	明寮「明け渡し」強制執行
97年	3月30日	明寮フェンス工事 阻止
97年	4月10日	明寮「明け渡し」第二次強制執行
97年	4月12日	第二次明寮フェンス工事

をキャッチフレーズにしていますが、学部当局は「何でも言っているとヤバイ大学」にしようとしているのです。これは、当事者間で解決すべき学内問題を裁判所に持ち込んだ時点で、不可避となった問題性です。

またこれは、「廃寮」の不当性からの必然的帰結でもあります。寮生が自発的に明け渡すことなど、彼らにとって考えられなかったのではなく、彼らにとってあってはならなかったのです。彼らにとって、寮生は「エゴイスティックで悪質な暴力学生」として全学にイメージされる存在でなければなりません。寮生がそのようなイメージで見られること抜きに、不当な「廃寮」計画を強行したり、まして裁判という前代未聞の手段で学生を弾圧するための大義名分はあり得ないからです。だからこそ学部当局にとってみれば、寮生が裁判所決定に従って出て行くなど、悪役を全うしていないということではかないのです。任意の明け渡しを通告したまさに翌日に、抜き打ち強制執行が行われたことはその証拠です。

強制執行の問題性は大量動員だけではありません。明寮に部屋を持っていた「非債務者」(裁判所決定で明け渡し対象者とされていない寮生・サークル)もドサクサに紛れて叩き出したのです。何とその数は「債務者」(明け渡し対象者)部屋より多いものでした。これら「非債務者」は強制執行当日の現場で突然、「債務者」と見做され、叩き出しが正当化されたのです。裁判所決定など、単に強制執行するための体裁を整えるためのものに過ぎないことがお分かり頂けると思います。

### 「非債務者」を一切無視しフェンス設置を策動

大量のガードマンと作業員を動員し、ドサクサに紛れて「非債務者」叩き出しを行おうとした学部当局のもくろみは、寮側弁護士との奮闘により、当日時点で「非債務者」の占有する4部屋の強制執行を阻止することができ、完全には成功しませんでした。彼らの「誰彼構わず叩き出して完全にカラにする」目論みは破綻し、「明け渡し」申し立てのデタラメさ加減が白日の下にさらされたのです。

明寮強制執行と相前後するように、3月30日、学部当局は、明寮取り壊しの準備工事として明寮周辺へのフェンス設置工事を行おうとしてきました。学部当局は、29日の強制執行で全ての寮生の追い出しに失敗し、まだ4名の「非債務者」の寮生が明寮に居住しているにも関わらず、事前の予告無しに、明寮周辺にフェンスを張り巡らそうとしたのです。

### 明寮フェンス設置策動に見る不当性

この工事は学生の強い反対により、中止に追い込まれましたが、ここでは見落としとしてはならないことがいくつかあります。

ひとつは、学部当局が強制執行から一日と置かずにフェンス工事を強行できたのは何故か、という点です。通常、工事の当日に突然業者・警備会社と契約するという事は殆ど不可能といえるでしょう。学部当局は、29日の強制執行で明寮から「債務者」「非債務者」関係なく、全ての寮生を追い出そうとはじめから考えていたのです。そしてその計画のもと、一日と置かずに明寮をフェンスで囲もうと画策し、工事業業者・警備会社と契約を交わしていたのです。この事実から、学部当局がいくら弁解しようとも、ドサクサ紛れの「非債務者」追い出しは実に計画的に行われていたことが分かります。

97年3月30日 明寮フェンス工事 寮内に寮生が残っていたにもかかわらずフェンスを張り巡らそうとした。中止を求め、寮生がフェンスの資材上で座り込む。



もうひとつは、まだ明寮に「非債務者」である寮生が住んでいると知っていながら、残りの寮生の「明け渡し」や明寮の「取り壊し」を前提としたフェンス工事を強行しようとした、ということです。学部当局は96年9月、駒場寮問題に関して「法的措置」を持ち込む際に、「このような事態に立ち至ったことは残念」としながらも、「廃寮問題を第三者の公的判断に委ね」と公言しています。自らの主体性を放棄し、駒場寮問題を裁判に持ち込んでおきながら「残念だ」と言うことで、あたかも学部当局として誠実な話し合いでの問題解決を目指してきたかのように装いながら、一方では裁判所の判断を全く尊重せずに、執行官によって居残りが認められた寮生の権利を踏みつぶすような暴挙を行ってきたのです。学部当局の多用する「残念」「第三者としての公正中立な判断」などという言葉は単なるリップサービスに過ぎず、「法的措置」を駒場寮潰しのための道具としてしか見ていないことがお分かり頂けると思います。

97年4月10日 第二次明寮「明け渡し」強制執行 寮生の立会人  
も一切の説明も拒否され、説明を求め怒りの座り込みを行った



### 不当極まりない第二次「強制執行」

明寮に占有権を認められた4名の寮生について、新たな「法的措置」を講ずる以外に学部当局が叩き出す方法はありませんでした。そこでいつ、その手続きが始まるのか、誰もが警戒していました。

完全明け渡しが増止されると、学部当局は占有権を認められたこれら寮生との交渉を行いました。任意明け渡しの説得工作でしたが、その場では新たな「法的措置」については一度も触れられませんでした。我々はしかし、いずれは同様の仮処分が掛けられ、その通知が来るだろうと考えていました。

ところが97年4月10日、学生がオリエンテーションで忙しい中、またも大量のガードマンを引き連れ、突如として彼らはやってきました。仮処分の存在すら知らされないまま、文字通り抜き打ちの第二次「強制執行」に出てきたのです。第二次「明寮断行」仮処分決定は4月8日、秘密裏に出されていました。

通常の仮処分であれば、申立があれば裁判所に提出された資料が「債務者」本人にも郵送され、申立の存在を知ることが出来ます。また、裁判所が審尋を設定するので、法廷で反論することもできます。しかし、第二次「強制執行」ではこれらは一切行われませんでした。明け渡しを申し立てられた寮生本人が、その存在を知らされず、知らないところで、反論の機会が全く与えられないまま、一方的に決定がなされたのです。密室審理以下のこんなデタラメが正当である筈がありませんでした。「強制執行」後に明らかにされた決定書によれば、実は明寮に残っていた全ての寮生が「債務者」ではなかったことが分かります。つまり、第二次「強制執行」時にも「非債務者」がいたのです。そして「非債務者」を実力で叩き

叩き

97年4月12日 第二次明寮フェンス工事 寮生三人に対しガードマン人以上がつかみかかり、暴動を起して叩き飛ばさず



出すためには、ガードマンや作業員を使って、明寮を彼らがやりたい放題の無法地帯に仕立て上げなければならなかった訳なのです。事実、寮生側の立会人も拒否され、我々の手の届かないところで、彼らは「非債務者」に襲いかかり、手足を掴んで寮外に摘み出すという暴挙を働いたのです。

大量のガードマンと作業員を導入し、ドサクサ紛れの「非債務者」叩き出しに「成功」した学部当局は、97年4月12日、明寮取り壊しのためのフェンス設置工事強行のため、それまでを大きく上回る規模での暴力を振るってきました。教職員100人以上、ガードマン300人以上が導入され、重機によって明寮・北寮間の渡り廊下が破壊され、抗議する学生は圧倒的多数のガードマンによって強制排除されました。教職員は自らの手を汚すことなく、駒場寮問題とは全く関わりのない、金で雇ったガードマン・作業員の暴力的行為を、談笑しながら傍観するのみでした。結果的にフェンスは建設され、明寮は5月までに完全に取り壊されてしまいました。しかし、学部当局の「明け渡し」仮処分攻撃は結局、その意図である「廃寮」を強行することができず、むしろ「廃寮」決定の不当性、すなわち、膨大な暴力と費用をもってしなければ潰し得ない程、「駒場寮存続」の論理が強靱であることを如実に示す結果となった、ということが出来るでしょう。

### ガードマン費用はどこから？

97年4月12日 明寮フェンス工事  
スクラムを組みパワーショベルを守るガードマン



学部当局による駒場寮への「廃寮」攻撃とは別の観点から、見過ごせない問題があります。強制執行やその後の「警備」のために雇われているガードマンの費用問題です。こんなものは当然ながら「キャンパスプラザ」建設予算には含まれていません。

学部当局が交渉で述べたところによれば、これは東大各学部からの拠出金で賄われているとのこと。要するに、文部省からの特別な予算からではなく、各学部の貯金から支払われているのです。この金は、本来ならば

教育・研究のために使われるべきものです。

ガードマン費用の総額は明らかではありませんが、ガードマンの日給と人数から計算して、既に1億円を越えていると概算出来ます。合意形成を怠り、かつその努力もなされていないために、膨大な金額を「廃寮」強行につぎ込むことが現在も進行しているのです。

学部当局は「産みの苦しみ」という言葉を使います。しかし「廃寮」を強行した後に生み出すものが何なのか、そもそも生み出し得るのか、誰も知りません。これは「殺しの代償」と呼ぶほかありません。学部当局の一存で無駄金を浪費することは許されません。

## 第四部 破綻する「廃寮」化攻撃と本裁判突入

### 寮風呂・北寮裏庇取り壊し強行

「明け渡し」仮処分攻撃で明寮・北寮・中寮三棟からの追い出しに失敗するや、学部当局はすぐさま「寮問題を第三者の公的判断に委ね」という態度を翻し、直接暴力による「廃寮」化攻撃を行ってきます。97年6月28日、またも寮施設の暴力的破壊工事が強行されました。「第三者公的判断」と言った舌の根も乾かぬうちに暴力工事を強行する学部当局の姿。「法的措置」が暴力工事と同じく、駒場寮を「廃寮」するための手段であることはもはや誰の目から見ても明らかでした。

この日、学部当局は、これまで再三行ってきたようにガードマンを大量導入し、学生の抗議を暴力的に封殺しました。工事中止を求め、「法的措置」にも暴力にも反対して、駒場寮問題を学内での理性的な話し合いによって解決することを呼びかけてきた寮生に対し、もはや話すことは何も無いとばかりに、ガードマンを用いた強制排除や重機による強行的破壊が、白昼堂々くりひろげられたのです。

### 「法的措置」の時系列的ワンポイント解説

1996年

- 6・20 6月教授会、「法的措置」の学部長への一任を「決定」
- 8・12 学部当局・国側、「占有移転禁止」仮処分申し立て
- 9・3 「占有移転禁止」仮処分不当決定
- 9・10 第一次「占有移転禁止」仮処分執行
- 10・31 寮側、東京地裁に「占有移転禁止」仮処分執行異議申立

1997年

- 2・5 学部当局・国側、北・中・明寮の「明け渡し」仮処分申請
- 3・6 3・18 第一回、第二回審尋
- 3・19 学部当局・国側、北中寮に対する申立を取り下げ
- 3・25 明寮「明け渡し」を認める不当決定
- 3・29 明寮「明け渡し」仮処分第一次強執執行
- 4・10 明寮「明け渡し」仮処分第二次強執執行
- 8・7 第二次「占有移転禁止」仮処分執行
- 10・1 学部当局・国側、北寮・中寮の「明け渡し」本裁判申立

1998年

- 2・20～ 「明け渡し」本裁判口頭弁論開始  
(99年1月9日現在までに口頭弁論8回)

ここでは特に分かりにくい「法的措置」の経過を簡単にまとめてみました。

「法的措置」は大きく分けて「明け渡し」仮処分と「明け渡し」本裁判に分かれます。仮処分は法廷での審理を十分に行わずに非公開の審尋のみで決定を下す手続きで、緊急性のある場合にのみ認められるものです。しかし駒場寮問題は何の緊急性もなかったにもかかわらず、明寮に関しては不当決定が下され、97年4月の「強制執行」で極めて不当かつ終結しました。学部当局は仮処分

でも駒場寮を完全に潰すために、97年10月に北寮・中寮の「明け渡し」本裁判を提訴しました。「法的措置」は学内問題の当事者同士での話し合いによる解決を自ら放棄した行為であり、駒場寮自治会は一貫して「法的措置」の撤回を主張してきました。

実際に「明け渡し」裁判では寮問題の本質の問題はほとんど議論されず、国の主張する官僚的な管理権の問題に収斂しています。このような場で学内の重要な問題を決定され、それをもって暴力的に学生を叩き出すようなことは決してあってはならないのです。

97年6月28日 寮裏庇・渡り廊下・寮風呂取り壊し工事 駒場寮への突入に成功したヘルメット達 文字通り暴力により破壊工事が強行された。



渡り廊下の上に乗った人間を引きずり下ろし、人が上に乗った渡り廊下をそのまま重機で破壊し、人を渡り廊下もろとも叩き落とす、その様からは、自ら語った「寮問題を第三者の公的な判断に委ね」「話し合いを今後も継続してゆくことに変わりはない」という姿勢は微塵も感じられませんでした。この日、ガードマンの直接暴力により四名が救急車で運ばれ、十数名が負傷しました。教職員がいつもながらそれ

を傍観していたのは、残念ながら言うまでもないことです。また、寮生に対し北寮裏の庇と渡り廊下のみを取り壊すと言明したにも関わらず、抜き打ちで寮風呂の取り壊しも行われました。

明寮取り壊しが不当とはいえ曲がりなりにも裁判所の決定に従っていたのに対し、この北寮裏庇・渡り廊下・寮風呂の取り壊しは、裁判所の決定すら出ていない部分に対する、全くの直接暴力によるものでした。学部当局の言う「話し合い」とは一体何なのか。そして、「公的判断」とは何なのか。「法的措置」は駒場寮問題を解決するために行うもの、と言い張る学部当局に対し、我々学生は常に疑いの目を向けることを忘れず、断固として「廃寮」反対の声をあげていかなければならないのです。

## 第二次「占有移転禁止」仮処分・本裁判申し立て

97年8月7日、96年9月10日の20名に対する「占有移転禁止」仮処分に加える形で、第二次の「占有移転禁止」仮処分の執行が、駒場寮自治会・全日本学生寮自治会連合（全寮連）・東京都学生寮自治会連合（都寮連）の三団体と24名の個人に対して行われました。この仮処分も前回と同様、「20 + 24名と三団体が寮全体を共同占有している」という虚偽の申請に基づくものでした。実際は、寮生数はその倍以上駒場寮に居住している上、申請の中には駒場寮の寮生ではなく、駒場寮を占有していない者も多数含まれていたのです。中には、「駒場寮廃寮に反対する集会に参加していたから」という程度の理由で名前が挙げられた人間も存在しました。また、寮生個々人が寮全体を共同占有しているという事実はなく、駒場寮自治会に使用を許可された部屋のみを占有しているに過ぎなかったのです。

前回と同様に、虚偽の申請が行われたわけですが、二回目の仮処分ではじめて駒場寮自治会の存在を認めざるを得なくなっているという事実は、前回の仮処分での学部当局の申請が、いかに滅茶苦茶で支離滅裂なものであったかということを証明していると言えるでしょう。

さらに97年10月1日には、この誤った占有認定に基づいて、駒場寮の北寮・中寮を対象に「明け渡し」本裁判の申立が行われました。

97年	6月28日	寮裏庇・渡り廊下・寮風呂取り壊し工事強行
97年	8月7日	第二次「占有移転禁止」仮処分執行
97年	10月1日	「明け渡し」本裁判申し立て

## 「明け渡し」裁判の直面する問題点

「明け渡し」裁判は現在まで、学生・寮生の反対を全て踏み潰す形で強行されてきました。学内の反対意見を無視し、決定においてすでに不当だった駒場寮「廃寮」を強行するため、学内問題である駒場寮問題を裁判所に扱わせてしまうことで、実際に様々な矛盾が発生しています。そもそも、「明け渡し」裁判はどこが問題なのか、駒場寮問題を裁判で取り扱うことが可能なのか、もう一度考えてみる必要があります。

### ・駒場寮問題は学内問題である

大学内の問題は、大学内での民主的かつ理性的な話し合いにより解決していくべきです。駒場寮問題はもちろん、東大教養学部駒場キャンパスの駒場寮に関して、学生の意見を踏まえ、駒場寮を存続させるかどうかという問題であり、学内問題であることは言うまでもありません。駒場寮問題を「法的措置」に持ち込むことは、例えばその他のキャンパス再編/カリキュラム再編などの問題に関して、裁判所に判断を委ねてしまうのと本質的に同じことです。なぜなら、駒場寮問題はあくまで、学生のための寮である駒場寮の存続についての、キャンパス再編問題/カリキュラム再編問題などと同じような大学内の問題、根本的には大学における意思決定のあり方に関わる問題であり、決して、単に建物に住み続けている人間とそれの「明け渡し」を求める管理者の問題ではないからです。たとえ裁判で寮生追い出しに「成功」しても、それは駒場寮問題の解決とは呼べないのです。

### ・そもそも駒場寮「廃寮」自体が不当である

「明け渡し」裁判は何のために行われているのでしょうか？

駒場寮「廃寮」強行のために、駒場寮から寮生を追い出すためです。

「明け渡し」裁判が駒場寮「廃寮」強行のために行われている以上、駒場寮「廃寮」自体の正当性について考えないわけには行きません。駒場寮「廃寮」計画がその決定過程に重大な問題を持っている、すなわち学生・寮生と一切相談無く/計画の存在自体を隠蔽したまま「決定」した全く無効なものであり、またその後も様々な形での学生・寮生の意見に耳を貸すことなく、それどころかそれを完全に踏み潰す形でむりやり押し進めてきたということはこれまで述べてきたとおりですが、このように決定過程・決定後の当局の対応ともに非常に不当な駒場寮「廃寮」を、裁判/裁判所の力も借りることによって、とにかく押し進めようというのは全く許せないことであると言えるでしょう。また、「第三者の公的判断」などという欺瞞的な言葉とは裏腹に、実のところ「明け渡し」裁判は、学部当局からすればまさに電気・ガス停止やガードマン導入と同じく、「廃寮」強行のための道具に過ぎないものです。

### ・実際に訴訟上においても矛盾が発生している

このような「明け渡し」裁判の問題点は、単にその理念や経緯の問題にとどまらず、実際に学部当局・国側による訴訟上の主張内容においても矛盾をあらわにしています。例えば、学部当局・国側は裁判の書面において、『東大ポポロ事件判決』を引き、「大学自治は教授会の自治である」という主張を行っていますが、このような考え方は、『東大確認書』（ポポロ事件判決より後の1969年に締結）によって明確に否定された筈でした。また、申立によれば「駒場寮には数十名の者しか住んでいない（しかも、多くの学外者を含む）」とされていますが、これも全くのデタラメであって、実際駒場寮には百名以上の寮生が住んでいます（もちろん東大生のみ）。このような矛盾が発生してしまうのは学部当局が学内問題である駒場寮問題を、その本質に触れることなく、単なる管理権の問題で片付けようとしているからです。また、裁判においては、学部当局が、自らの判断で提訴したにもかかわらず、学内問題である駒場寮問題の当事者ではない、国側の訟務検事に主体性を奪われてしまうことも、さらに矛盾を増

大させる結果となっています。

・一番変わらなければいけないものは何か？

駒場寮問題を通して一番変わらなければいけない、しかし全くと言っていいほど変わっていないものは何でしょうか。それは結局のところ、電気・ガスストップやガードマン導入、「明け渡し」裁判など、あらゆる手段を用いて、何が何でも寮生を駒場寮から追い出してやろう、そして寮から寮生を追い出しさえすれば駒場寮問題は解決するのだ、という学部当局の態度なのではないでしょうか。しかしこれまで何度も繰り返して述べてきたように、駒場寮問題は寮生をむりやり叩き出して解決できるものではなく、大学内での民主的かつ理性的な話し合いによってはじめて解決出来るものなのです。駒場寮問題が単に寮生を追い出す/追い出さないという問題ではない以上、何が何でも寮生を追い出す、という学部当局の変わらない態度はそもそも「的外れ」でしかないのです。いまこそ駒場寮問題の本質的解決のため、学生が大きく声を上げていくべきときではないでしょうか。

### 放火を利用した停電攻撃

98年9月3日午前5時過ぎ、寮食堂南ホールから出火がありましたが、寮生の初期消火の尽力もあって、まもなく消し止められました。寮生の後日の調査により、放火に使われた燃料や放火箇所が十力所以上発見され、この出火は計画的かつ組織的な放火であったことが明らかとなりました。これに対し学部当局は、出火当日のうちに南ホールを封鎖を画策し、さらには南ホールへの電気供給すら秘密裏のうちに業者を使って寸断したのです。駒場寮は96年4月の学部当局の電気ストップ攻撃により停電状態に追い込まれたため、かろうじて通電していた寮施設の一部である寮食堂南ホールから電気を引き、少ないながらも廊下や各部屋に電気を供給していました。しかしこの放火に乗じた電気回線の寸断によってこのわずかな電気すら断たれてしまったのです。

この放火後に学部当局のとった対応は、およそ大学の管理主体として信じられないものと言わざるを得ません。まず第一に、計画的かつ組織的な放火という重大な犯罪行為に対して、事件の真相究明、損害を受けた設備の修復などといった対策を全くしようとせず、これを学生の生活破壊のために利用したということです。事件の真相を究明したり、放火による損害を修復するのは大学施設の管理主体として当然のことです。しかしこれらを寮生が要求しても学部当局は全く聞き入れようとはしませんでした。そればかりか放火の消火やその後の夜間の自主的警戒などに尽力した寮生に対して、電気の寸断という極めて非人間的な攻撃を行ったのです。駒場寮「廃寮」強行のためには放火すら利用するという姿勢は、学部当局の「廃寮」に突き進む根拠が全く不当なものであり、また社会的な理解を得られるようなものでも決してないことを証明しています。さらには犯罪的行為に対してまともな対応をとることなく、それを利用するということは、こうした行為を容認し、助長することにつながるのです。これを国立大学が行ったということの「犯罪」性は決して許されるものではありません。次に、学生の自主活動スペースとしての南ホールを封鎖しようとし、修復を拒否し、電気を止めたことです。南ホールは駒場に数少ない大規模な自主活動スペースとして大規模な音楽練習などに活発に利用されていました。学部当局はこの学生の自主活動・サークル活動スペースを、放火を利用して「廃寮」推進のために犠牲

98年	9月	3日	学部当局、放火に乗じて秘密裏に南ホールへの電気供給を停止
99年	1月	24日	南ホール取り壊しフェンス工事 中止
99年	2月	3日	南ホール取り壊しフェンス工事強行

にしたのです。最後に、寮生の再三の要求、そして2100筆にもものぼった電気復旧と南ホールの修復を求める署名も黙殺したことです。もはや学部当局は、自らの行為に関して説明どころか弁解すらできないような末期的な状況に陥っているのです。

この放火以来、駒場寮は照明がつく部屋がわずか4部屋だけとなり、百名もの寮生は半年以上の長期間、極限的な生活を強要されることとなったのです。夜になると部屋は闇に閉ざされ、冬は寒さに震えることとなりました。問題の一方の当事者は安全な場所で税金を違法に使って、もう一方の当事者を生活できないような状態に追い込み、そのことによって屈服を迫る。これがいかに暴力的で野蛮な攻撃であるか、そしてこの問題がいかに異常な枠組みで進められているかが、まさにこの電気停止にあらわれているのです。

現在駒場寮は、発電機により少しだけ電気状況は改善されました。しかしキャンパスの他の施設で煌々と灯りがともる中、駒場寮だけ電気が止められているということの異常性、暴力性、「犯罪」性については常に意識して欲しいと思います。

### 南ホール取り壊し強行

99年1月24日午前5時過ぎ、多くのサークルの活動場所として広く利用されてきた、学生の自主的活動の場である南ホールを取り壊すためのフェンス設置工事が、200名以上のガードマンと作業員、100名以上の教職員を動員して強行されました。南ホールの暴力的取り壊しには、2100筆以上の署名・13のクラスアピール・代議員大会決議・自治団体共同アピールなどにより、学内でも大きな反対の声が上がっていました。学部当局はまたしても、学生の反対には目もくれず、危険な工事を強行してきたのです。

この日、学部当局がキャンパスに人の少ない日曜日を選んできたにも関わらず、南ホールの前には、取り壊し強行に反対する学生・寮生などが100名近く集まり、工事の中止を学部当局に求めました。しかし学部当局は「話し合う事は何も無い」と明言し交渉すら拒否した上、圧倒的多数のガードマンにより学生を物理的に排除し、あろうことか、「邪魔すると機動隊が入ってくるかも知れない」と警察力を用いた恫喝をかけることで、反対を押しつぶそうとしてきたのです。また、破壊工事の様子を取材に来ていたマスコミに対しては何ひとつ説明を行わず、「マスコミは出ていけ」という態度に終始し、「学外者退去命令」なる文書を突きつけて不当な追い出しを行いました。これは、この日の工事が一片の道理もないことを学部当局自身も自覚していたからこそ、社会の目から隠蔽したということにほかな

りません。

しかし、大量のガードマンを用いた強制排除・警察力を用いた恫喝などの様々な攻撃にも屈することなく、多くの学生が結束して工事中止を求め続けた結果、学部当局は工事を完了できぬまま日没を迎え、ガードマン達は引き上げていきました。

ところが、学生が期末テストで忙しい2月3日、再度の抜き打ち工事が前回を上回る300人以上のガードマ



99年1月24日 南ホール取り壊しフェンス工事 学部当局は多数のガードマンでの暴力的排除により、工事中止を求める学生の声も黙殺した。

ンを動員して強行されました。学生一名にガードマン十数人が襲い掛かるという状況の中でフェンスは完成し、数ヶ月で南ホールは完全に取り壊されてしまいました。我々学生は南ホールの暴力的取り壊しを糾弾すると共に、これからも学生の活動の場を守るべく、結束して闘って行かねばならないのです。

教育研究機関である大学において、自らの問題の解決のために暴力的手段を用いることが許されないことであるのは言うまでもないことです。さらに、ここで見逃してはならないことは、学部当局は一方で「話し合う用意がある」というようなことを言いながら、また97年からはそれに加え「寮問題を公的判断に委ね」として「法的措置」を持ち込んでおきながら、他方ではそれとは裏腹に度々このような暴力工事を繰り返してきたことです。これが、理性的な話し合いにより、駒場寮を残したいと主張する学生への答えなのでしょう。

「とにかく駒場寮は何としても潰す。」駒場寮への実力攻撃には、学部当局の駒場寮問題への態度が凝縮されています。「当局の意志に従わないものはツブす」「学生は意志決定の主体ではない」ヘルメットと制服に身を包み駒場キャンパスに現れたガードマン達の姿が、それらを雄弁に物語っているのです。

### 駒場寮問題の本質的解決に向けて

「廃寮」計画の不当性について、長々と考察してきました。ここでまとめてみましょう。大きくは二点に分けることが出来ると思います。

#### 当事者不在の決定であること

91年10月9日の臨時教授会で抜き打ち的に「廃寮」が決定されたことは揺るぎない事実です。その後一貫して学生の反対を無視してきたことも、合意形成がなされていないという点で、ここに大別することが出来るでしょう。

#### 学生自治への攻撃であること

当事者不在の駒場寮の「廃寮」決定は、それ自体が学生自治への攻撃であることはもちろんですが、それにとどまらず、学生自治にとって重要な役割を果たしてきた駒場寮が攻撃の標的とされたことが非常に問題です。駒場寮「跡地」計画＝「CCCC計画」が学生自治の文脈から切り離され、ことさらに学部当局と学生との「対話と協調」(＝説明と追従)が喧伝されていることは、逆に駒場寮「廃寮」が

学生自治潰しであることを物語っています。

と の問題性を同時に解決するには、誠実な交渉によるほかありません。その実現のためには、「廃寮」に反対する学生側が一致団結することで、学生に対する学部当局の一方的押し付けの構図を清算せねばなりません。皆さん、共に駒場寮存続に向けて闘いましょう！

99年2月3日 南ホール取り壊しフェンス工事が完了した日。期未テストのある日の扉をガードマン十数人の壁が塞ぐ。廃寮工事が進められ、出入りも許さな

